

エデナ・ふれあいネットワーク会則

(目的)

第一条 「エデナ・ふれあいネットワーク」は、エデナ内に居住する孤立し易い高齢者や障害者との日頃からの結びつき、つながりを深める活動を通し、支援を必要とする方々が安心し、自立した生活が出来るよう支える事を目的とする。

(運営)

第二条 自治会役員2名、管理組合理事2名、民生委員、並びにふれあいネットワーク支援協力者(以下「協力者」という)によって構成されるエデナ・ふれあいネットワーク(「ネットワーク」という)を設立し、ネットワークの運営を行う。

(役員)

第三条 ネットワークには以下に定める役員を置く

- (1) 代表者1名、事務局員2名とする。副代表者等必要により置く事ができる。
- (2) 代表者はネットワーク構成員による互選により決められ、自治会及び管理組合に報告する
- (3) 役員の任期は2年とし、再任は本ネットワーク構成員による承認を受けるものとする。

(運営費)

第四条 役員及び協力者は無報酬とする。

- 2 ネットワークの運営費は、自治会からの助成金をもって充てる。

(支援対象者)

第五条 ネットワークが支援する方々は、

- (1) エデナに居住し支援を申し出た方で本ネットワークが確認した方とする。また、新たな支援を申し出る方々の受け付けは常時ネットワークにて行う。
- (2) 管理組合からの情報や、ネットワークの活動により支援が必要と思われる方で、本人からの承諾を受けた方。
- (3) 支援対象者からは希望する支援内容や緊急連絡先等を確認し調査票を作成する。

(支援協力者の募集)

第六条 日頃の声掛けや見守り活動を行う為、協力者をエデナ居住者より募集し、協力員として委嘱する。また、ふれあいネットワーク活動に理解する方々は随時協力者としてネットワークに申し込みができる。

(ネットワーク構成員の活動と報告)

第七条 本ネットワーク構成員は以下の活動を行い、必要により当ネットワークに報告する。

- (1) 担当する支援者に対し、日頃からの声掛け、見守り、時には訪問活動をする。
- (2) 訪問活動時には複数人(2名以上)で実施する。
- (3) 支援を必要とする方々の見い出しに心がける。
- (4) ネットワークが決めた活動に協力する。

- (5) 日頃からの活動により発見した異常についてネットワークに報告する。
ただし、緊急性を要する時は、ネットワークが定めた緊急先に連絡する。
- (6) 見守り活動記録表に日時、異常の有無を記録する。
- (7) 活動に当たってはネットワーク構成員の証を携帯し、必要により提示する。

(運営内容)

第八条 ネットワークは定例の会議を開催し、以下の運営について具体的な活動内容を決める。

- (1) 声掛け、見守り活動の具体的な方法を検討。
- (2) ネットワークに係わる記録や個人調査票を適切に保管管理する。
- (3) ネットワークの広報活動を促進し、エデナ内に周知を図る。
- (4) 市役所、社会福祉協議会との連携を図る。
- (5) 外部協力機関（郵便局や新聞配達等）との連携方法を検討する。
- (6) 管理会社との連携方法を検討する。
- (7) その他、この活動を支援、強化するために必要な業務。

(守秘義務)

第九条 役員および協力員は、活動により知りえた支援者に関する個人的情報について、この活動に利用する以外、他に漏らしてはいけない。守秘義務違反が判明した時には当ネットワークに構成員から退会していただく。

2 ネットワークを退会した後も守秘義務を守る。

3 守秘すべき個人情報： 支援者名、活動を通して知り得た個人情報。

なお、支援者名について積極的な公表はしてはならないが、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときは容認される。

(会則の改編)

第十条 会則の改編は当ネットワークの構成員の過半数の動議により検討し、構成員の過半数の賛成により改編され、自治会役員会で承認後有効とする。

付 則

本会則は、平成 27 年 4 月 19 日から実施する。